証券コード　9909
2020年６月３日

株　主　各　位

神奈川県小田原市西大友205番地２
愛光電気株式会社
代表取締役社長　近　藤　　保

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月17日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月18日（木曜日）午前10時
２．場　　所　神奈川県小田原市城内８番10号
　報徳二宮神社　報徳会館
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．会議の目的事項
報 告 事 項　第61期（2019年３月21日から2020年３月20日まで）事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　退任取締役役に対し退職慰労金贈呈の件
４．議決権の行使等についてのご案内
（次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。）

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。

【第61期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止対策について】

1．当社の対応について
○株主総会において当社役員ならびに運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
○受付に、アルコール消毒液を設置いたします。

2．株主様へのお願い
○株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態や体調等にも十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願いいたします。
○ご高齢の方、基礎疾患のある方あるいは妊娠されている方など、ご心配・ご不安のある方は、株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
○当日のご出席を要せず書面により議決権を行使する方法もございますので、併せてご検討ください。

3．ご来場される株主様へのお願い
○アルコール消毒液の利用とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。
○体調不良とお見受けする方には、運営スタッフよりお声がけをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承の上、ご協力をお願いいたします。

4．当社決算説明会ならびに懇談会中止について
○株主総会後に開催を予定しておりました当社決算説明会ならびに懇談会につきましては、中止とさせていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) 代理人による議決権行使
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.aiko-denki.co.jp/）に掲載させていただきます。
(3) 第60期定時株主総会招集ご通知より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年３月21日から
2020年３月20日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用環境の好転、企業収益の改善を背景に緩やかな景気回復の動きが見られた一方、消費税増税による消費の落ち込みもあり不確実さも見え始めました。世界経済においては、米国の保護主義的な通商政策に起因する米中貿易交渉の覇権争いや日韓関係の悪化などの影響に加え新型コロナウイルスの蔓延もあり、先行きは大変不透明な状況となっております。

電設資材卸売業界におきましては、新設住宅着工戸数が前年比6%と減少したうえに、建設技術者の慢性的な人手不足や労務費・建設資材価格の高止まりにより需要獲得の競争が激しく、収益環境は依然として厳しい状況です。

このような状況の中、当社においては５月に展示即売会「AIKOフェスタ2019」を実施した他、積極的な販売活動を推し進めるとともに、業務効率化アップに努めるなど収益改善に努めております。

結果、当事業年度における売上高は12,118百万円（前年同期比8.8%増）となりました。

利益面につきましては、人件費等の増加により販売費及び一般管理費の総額は1,770百万円（前年同期比8.2%増）となりました。これらの要因により営業利益320百万円（前年同期比7.6%増）となり、経常利益323百万円（前年同期比7.4%増）、当期純利益は209百万円（前年同期比14.6%増）となりました。

販売実績

（単位：千円）

品目別	第60期（自 2018年３月21日 至 2019年３月20日）	第61期（自 2019年３月21日 至 2020年３月20日）
	金額	金額
照明器具類	2,912,321	3,311,211
電線・パイプ類	2,808,078	3,068,650
開閉器・盤・制御機器類	2,876,076	2,933,578
家電・住設・弱電機器類	1,424,024	1,571,999
その他	1,120,605	1,232,624
合計	11,141,106	12,118,064

（注）１．数量については、取扱い商品の種類、価格が多岐に亘るため記載を省略しております。
２．上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は37百万円であり、その主なものは営業所設備改修及び什器備品の購入によるものです。また、当事業年度中に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度は特記すべき資金調達はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

項　目	第58期 (2017年３月期)	第59期 (2018年３月期)	第60期 (2019年３月期)	第61期 (当事業年度) (2020年３月期)
売上高（千円）	10,429,505	10,936,065	11,141,106	12,118,064
経常利益（千円）	269,092	273,808	300,846	323,140
当期純利益（千円）	102,927	167,758	183,123	209,893
１株当たり当期純利益	117円58銭	191円67銭	209円26銭	239円90銭
総資産（千円）	5,771,315	6,186,170	6,434,080	6,734,812
純資産（千円）	2,137,134	2,275,846	2,422,234	2,573,862

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均株式数で算出表示しております。
２．当社は、2017年９月21日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を行っております。第58期（2017年３月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

経営戦略を実現するため、次の目標を課題として設定し具体的な施策を実施いたします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大が経営に及ぼす影響は、61期においては軽微なため、62期以降に関連する事象と切り分けて記述いたします。

１．当社は神奈川西部の小田原本社を中心に、神奈川県内と静岡県東部、東京都内に営業拠点を配しています。東京都内におけるオリンピック・パラリンピック開催に伴う大型施設の建設や更新が佳境を迎え、主要商業地域での再開発が進行中であり、建設市場は活況を呈しました。62期は、新型コロナウイルス感染拡大の防止策で、建設現場の施工が中断する事態が発生しておりますが、オリンピック・パラリンピック開催の１年延期が決定し建設需要が消失した訳ではないので、市場のＶ字回復に備えて得意先の新規開拓や連携をすすめるべく現時点で有効な手段を講じてまいります。

２．神奈川県や静岡県に於いては、住宅市場に関し2019年10月消費税増税の駆け込み需要が発生したと思われますが、建設技術者の慢性的な人手不足による人件費の高騰と地域の建設投資の減少が相まって、大手ハウスメーカーと地元建築業者との競争の激化が懸念されております。主力得意先である電気工事施工会社においても技術者の高齢化と後継者問題により、企業形態の二極化が懸念されておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大による景気悪化で、後継者不在の企業は、廃業や倒産のリスクが増加するものと思われます。経営環境の変化に対応した雇用形態や働き方の多様化の速やかな実現と景気悪化に伴う与信管理の徹底が引き続きの経営課題であります。

３．神奈川東営業部においては、既存得意先の占有率のアップに重点を置き、地域売上NO.１（ニッチトップ）を目指します。売上は市場規模と占有率（マーケットサイズ×シェア）に依存するため、経営環境に適した営業所運営に注力してまいります。全営業所営業利益黒字化を早期に達成することが会社の対処すべき課題です。

４．自社においても、慢性的な人手不足が懸念される中、雇用形態や働き方の多様化が求められており、当社の人事戦略に有効な施策については速やかに対応していくことが経営課題です。

５．会社が求める人財像の指標を以下に示します。経営理念の実現を目指す人財の育成が課題です。

① 得意先のニーズに合ったものを提供できることがプロフェッショナルの条件であり、そのためには専門的な知識や経験に加え、相手の立場に立った横断的な知識・経験の修得が必要です。これらを通じてプロフェッショナルを目指します。

② 各人が形成する人脈や信頼関係、知識や経験の蓄積は会社の財産です。将来を見据えて、常に自分の頭で考えて仕事の『価値』を高めて行くことが、結果として確実な利益貢献をもたらすことを目指します。

(5) 主要な事業内容

当社は照明器具・電線等、電気機器電設資材を専門に取扱う卸売業者であり、関東・静岡県東部を地盤とし、専業メーカーの商品を中心に電気工事・設備工事業者、法人企業（工場関連）を対象に販売を行っております。

(6) 主要な営業所

本社　：神奈川県小田原市西大友205番地２

営業所：小田原・横浜・横須賀・厚木・藤沢・平塚（以上神奈川県）
沼津・伊東・下田（以上静岡県）
品川・世田谷・狛江（以上東京都）

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
135名	△１名	40.4歳	15.11年

（注）　従業員数には、嘱託及びパートタイマー（20名）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月20日現在）

借入先	借入残高
株式会社静岡銀行	800,000千円
株式会社商工組合中央金庫	400,000
株式会社三井住友銀行	200,000
株式会社横浜銀行	200,000
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	100,000
株式会社みずほ銀行	100,000

(9) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　2,400,000株

(2) 発行済株式の総数　882,200株

(3) 株主数　617名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
愛光電気共栄会	160,100株	18.3%
近藤保	108,280株	12.4%
東芝ライテック株式会社	52,800株	6.0%
河村電器産業株式会社	40,600株	4.6%
光昭株式会社	31,800株	3.6%
トシン・グループ株式会社	31,100株	3.6%
さがみ信用金庫	19,800株	2.3%
日東工業株式会社	18,800株	2.1%
株式会社静岡銀行	17,600株	2.0%
柏木良明	14,600株	1.7%

（注） 持株比率は、発行済の普通株式の総数から自己株式（7,375株）を除いて計算しております。

3．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近藤　保	全社統括（兼）営業部門統括
専務取締役	大関正一	管理部門統括
常務取締役	柏木良明	営業部門統括補佐（兼） 業務部担当
取締役	武井勝義	経営企画室長(兼)経理部長
取締役	石川裕一	総務人事部長
取締役	早野幸人	東京営業部長（兼） 交通営業部長
取締役	藤田博司	藤田公認会計士事務所所長 内部統制補佐
常勤監査役	神　嘉彦	
監査役	板倉　崇	
監査役	関野純一	

（注）１．取締役　藤田博司氏は社外取締役であります。
２．監査役　板倉　崇氏及び監査役　関野　純一氏は社外監査役であります。
３．2019年６月19日開催の第60期定時株主総会において石川裕一氏及び早野幸人氏が取締役に、関野純一氏が監査役に選任され就任いたしました。
４．取締役　藤田博司氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は取締役　藤田博司氏、監査役　板倉　崇氏及び監査役　関野純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した役員

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
脇　国広	2019年６月19日	任期満了	監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （1名）	104,148千円 （2,295千円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	9,480千円 （3,100千円）
合計 （うち社外役員）	11名 （4名）	113,628千円 （5,395千円）

（注）1．当社に使用人兼務取締役の該当はありません。

2．取締役の報酬限度額は、2006年6月16日開催の第47期定時株主総会において年額180,000千円以内と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、2006年6月16日開催の第47期定時株主総会において年額14,400千円以内と決議いただいております。

4．上記の支給額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額10,593千円
（取締役7名に対し9,633千円（うち社外取締役1名に対し150千円））
（監査役4名に対し　960千円（うち社外監査役3名に対し360千円））

・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額20,075千円
（取締役7名に対し18,635千円（うち社外取締役1名に対し345千円））
（監査役3名に対し 1,440千円（うち社外監査役2名に対し460千円））

(5) 当事業年度中に支払った役員退職慰労金

2019年6月19日開催の第60期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した役員に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

・監査役1名　　326千円

なお、この金額には上記(4)及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社社外役員において他の法人等の業務執行者としての重要な兼職はありません。なお、監査役　関野純一氏につきましては当社他１社の取締役に就任しておりますが、当該会社と当社との間に取引及び特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社社外役員において他の法人等の社外役員としての重要な兼職はありません。なお、取締役　藤田博司氏につきましては当社他１社の社外監査役に就任しておりますが、当該会社と当社との間に取引及び特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況
取締役　藤田博司	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。取締役会においては、議案の審議に必要な発言をする等、内部統制等の企業経営分野に係る専門的な知識と視点を活かすとともに、社外者の立場からの視点で助言及び意思決定を行っております。
監査役　板倉　崇	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会18回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会においては主に中立の立場から意見を述べるなど、議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　関野純一	当事業年度に開催された就任以降の取締役会12回及び監査役会12回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会においては主に中立の立場から意見を述べるなど、議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるか必要な検証をおこなった上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合及び監督官庁から業務停止処分を受けた場合等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事案が発生した場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会で選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会において、当該解任の理由を報告いたします。

その他、会計監査人としてふさわしくないと判断される事象が認められた場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役を含む全従業員が法令、社内規程、その他名称の如何にかかわらず業務上定められた全ての規則類、当社で要求される標準的業務手順を遵守し、社会規範、企業倫理に基づき善良なる管理者としての注意義務を尽くして行動するため、そのとるべき行動の基準・規範を示したコンプライアンス規程を制定しております。

② 社長の諮問機関である常務会の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、全ての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立しております。

③ 当社は法令の遵守やリスクの予防を前提に、全部署を対象として業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るため、内部監査室が新たな課題を検討した上で、必要に応じ社長許可のもと具体的な解決策を担当部門に指示し、その後の進捗管理を行うなど内部牽制機能の強化を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程、常務会規程、職務権限規程、文書管理規程等の社内規則に基づき作成し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理しております。なお、保存期間は法令その他別段の規定がある他は、文書管理規程の保存期間によるものとします。

② 法令または取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを的確に把握し、適切に認識・評価するために、リスク管理規程を定め、リスクの未然防止及び危機発生時の迅速な対応が可能となる体制整備に努めています。

② 社長の諮問機関である常務会へのリスク情報の集約と、業務執行の適切な遂行のため、リスク管理委員会を設置しており、主要リスクの把握、分析、評価を行い適宜報告を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定しております。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っております。

② 取締役会の下に、社長の諮問機関である常務会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行っております。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて同使用人を置くこととしております。

② 同使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定しております。

③ 監査役が指定する補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保しております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。

② 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じ常務会等の重要な会議に出席し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで取締役または使用人にその説明を求められる体制を確保しております。

③ 監査役へ報告をした取締役及び使用人に対し、監査役へ報告したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止いたします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を担保する体制としております。

② 内部監査担当部門は監査役との密接な連携を保つことにより、監査役の監査の実効性は確保されております。

③ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び、反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

(10) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、及び各関連規程の充実と周知徹底を図ります。

また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図ります。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は監査役監査の他、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務の執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

8．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注記：本事業報告中の記載の数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、百分率は小数点第２位を四捨五入しております。

貸借対照表

(2020年３月20日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,890,528**	**流動負債**	**3,478,434**
現金及び預金	2,172,824	支払手形	79,681
受取手形	757,392	電子記録債務	473,250
電子記録債権	448,213	買掛金	1,031,618
売掛金	2,066,664	短期借入金	1,400,000
商品	353,675	未払金	195,797
その他	93,190	未払費用	47,584
貸倒引当金	△1,433	未払法人税等	82,597
固定資産	**844,284**	未払消費税等	46,775
有形固定資産	**469,297**	賞与引当金	72,000
建物	132,786	役員賞与引当金	20,075
構築物	232	その他	29,052
機械装置	1,809	**固定負債**	**682,514**
車輌運搬具	0	長期借入金	400,000
工具器具備品	35,366	退職給付引当金	145,548
土地	299,101	役員退職慰労引当金	136,966
無形固定資産	**26,217**	**負債合計**	**4,160,949**
ソフトウェア	18,892	**純資産の部**	
電話加入権	7,324	**株主資本**	**2,564,686**
投資その他の資産	**348,769**	**資本金**	**611,650**
投資有価証券	46,068	**資本剰余金**	**691,950**
出資金	19,805	資本準備金	691,950
破産更生債権等	12,937	**利益剰余金**	**1,272,434**
敷金及び保証金	129,298	利益準備金	45,943
繰延税金資産	134,965	その他利益剰余金	1,226,491
その他	18,632	別途積立金	540,000
貸倒引当金	△12,937	繰越利益剰余金	686,491
		自己株式	**△11,347**
		評価・換算差額等	**9,176**
		その他有価証券評価差額金	**9,176**
資産合計	**6,734,812**	**純資産合計**	**2,573,862**
		負債純資産合計	**6,734,812**

損　益　計　算　書

（2019年３月21日から
2020年３月20日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,118,064**
売上原価		**10,026,743**
売上総利益		**2,091,321**
販売費及び一般管理費		1,770,927
営業利益		**320,393**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,494	
その他営業外収益	7,142	9,637
営業外費用		
支払利息	6,620	
その他営業外費用	270	6,890
経常利益		**323,140**
特別利益		
投資有価証券売却益	5,624	5,624
特別損失		
減損損失	9,922	9,922
税引前当期純利益		**318,842**
法人税、住民税及び事業税	130,392	
法人税等調整額	△21,444	108,948
当期純利益		**209,893**

株主資本等変動計算書

（2019年３月21日から2020年３月20日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	611,650	691,950	691,950	45,943	540,000	520,350	1,106,293	△10,892	2,399,001
当期変動額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△43,752	△43,752	－	△43,752
当期純利益	－	－	－	－	－	209,893	209,893	－	209,893
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△455	△455
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	166,140	166,140	△455	165,685
当期末残高	611,650	691,950	691,950	45,943	540,000	686,491	1,272,434	△11,347	2,564,686

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	23,233	23,233	2,422,234
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△43,752
当期純利益	－	－	209,893
自己株式の取得	－	－	△455
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△14,057	△14,057	△14,057
当期変動額合計	△14,057	△14,057	151,628
当期末残高	9,176	9,176	2,573,862

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項〕

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……移動平均法に基づく原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	８～65年
機械装置及び車輌運搬具	17～18年
工具器具備品	３～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

２．引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

3．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

4．表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）に伴う「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号平成30年３月26日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

5．未適用の会計基準等

（収益認識に関する会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）及び米国財務会計基準審議会（ＦＡＳＢ）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」（ＩＡＳＢにおいてはＩＦＲＳ第15号、ＦＡＳＢにおいてはＴｏｐｉｃ606）を公表しており、ＩＦＲＳ第15号は2018年１月１日以後開始する事業年度から、Ｔｏｐｉｃ606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、ＩＦＲＳ第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、ＩＦＲＳ第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響については、現時点で評価中であります。

6．減損損失に関する事項

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地	富士宮市	9,922千円

当社は、原則として、事業用資産については管理会計上の区分に基づきグルーピングしております。また、遊休資産及び売却予定資産については個別にグルーピングを行っ

ております。
上記遊休資産となっている土地は売却の意思決定を行ったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。
なお、上記資産グループの回収可能価額は売却予定額を基にした正味売却価額により測定しております。
上記遊休資産は2020年１月に売却予定額で売却しております。

７．貸借対照表に関する注記
(1) 有形固定資産の減価償却累計額　970,936千円

(2) 期末日満期手形
期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。
受取手形　31,287千円

８．損益計算書に関する注記
投資有価証券売却益
投資有価証券売却益は、上場株式１銘柄を売却したものであります。

９．株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（株）	882,200	－	－	882,200

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（株）	7,146	229	－	7,375

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等
2019年６月19日開催の第60期定時株主総会決議による配当に関する事項
・配当金の総額　43,752千円
・１株当たり配当額　50円
・基準日　2019年３月20日
・効力発生日　2019年６月20日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
2020年６月18日開催の第61期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　52,489千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　60円
・基準日　2020年３月20日
・効力発生日　2020年６月19日

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
退職給付引当金	44,502千円
役員退職慰労引当金	41,878千円
貸倒引当金	4,393千円
減損損失	35,721千円
減価償却超過額	8,936千円
未払事業税	5,940千円
未払社会保険料	11,537千円
未払賞与	32,776千円
賞与引当金	22,014千円
その他	782千円
繰延税金資産小計	208,484千円
評価性引当額	△69,477千円
繰延税金資産合計	139,006千円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	4,041千円
繰延税金負債合計	4,041千円
繰延税金資産純額	134,965千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費	2.1%
役員賞与引当金繰入額	1.9%
住民税均等割等	2.5%
評価性引当額	△2.5%
税額控除	△0.4%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.2%

11. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	42,513千円
1年超	79,995千円
合計	122,509千円

12. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、投機的な投資は行わない方針であり、低リスクの金融商品に限定しております。また、設備投資計画及び毎月の資金繰りにあわせて必要な資金を調達しております。なお、資金調達については銀行借入によって調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門における担当責任者が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部において適時に資金繰り計画を作成し、検討管理しております。なお、各金融機関と良好な取引関係を維持し十分な資金調達枠を確保しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいる為、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
① 現金及び預金	2,172,824	2,172,824	－
② 受取手形	757,392	757,392	－
③ 電子記録債権	448,213	448,213	－
④ 売掛金	2,066,664	2,066,664	－
⑤ 投資有価証券	46,068	46,068	－
資産計	5,491,163	5,491,163	－
① 支払手形	79,681	79,681	－
② 電子記録債務	473,250	473,250	－
③ 買掛金	1,031,618	1,031,618	－
④ 短期借入金	1,400,000	1,400,000	－
⑤ 長期借入金	400,000	399,961	△38
負債計	3,384,551	3,384,512	△38

(注) 金融商品の時価の算定方法

資　産

①現金及び預金、②受取手形、③電子記録債権、④売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

負　債

①支払手形、②電子記録債務、③買掛金、④短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

13. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,942円15銭

(2) １株当たり当期純利益　239円90銭

14. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てる為、確定給付の退職一時金制度、企業年金制度及び、確定拠出制度を設けております。退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	138,091千円
退職給付費用	31,401千円
退職給付の支払額	△13,177千円
制度への拠出額	△10,767千円
退職給付引当金の期末残高	145,548千円

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立制度の退職給付債務	285,246千円
年金資産	△139,698千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,548千円

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	31,401千円

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度19,253千円であります。

15. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

16. 持分法損益等に関する注記

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

17. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

18. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年４月27日

愛光電気株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柴　田　叙　男　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　寺　田　昭　仁　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、愛光電気株式会社の2019年３月21日から2020年３月20日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年３月21日から2020年３月20日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年４月30日

愛光電気株式会社　監査役会

監　査　役（常勤）　神　　嘉　彦 ㊞

監　査　役　　板　倉　　崇 ㊞

監　査　役　　関　野　純　一 ㊞

（注）　監査役板倉　崇及び関野純一は社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当につきましては、業績、当社を取り巻く経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、通期業績が計画数値を上回ったため、配当性向、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案すると共に、株主の皆様のご支援にお応えするため、１株当たりの期末配当金を普通配当35円に、特別配当25円を加え60円とさせていただきたく存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
　　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金60円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は52,489,500円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月19日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項
　　該当事項はありません。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	こんどう　たもつ 近藤　保 1958年11月７日生	1981年３月　当社入社 1995年１月　関連事業部長 1995年７月　経営企画部長 1996年６月　取締役 1997年６月　常務取締役 1998年６月　代表取締役社長（現任）	108,280株
2	たけい　かつよし 武井　勝義 1960年８月25日生	1983年３月　当社入社 2002年９月　経営企画室課長 2008年６月　経営企画室長 2015年６月　経営企画室長（兼）経理部長 2016年６月　執行役員経営企画室長（兼）経理部長 2017年６月　取締役　経営企画室長（兼）経理部長 2020年３月　取締役　経営企画室長（現任）	1,200株
3	いしかわ　ゆういち 石川　裕一 1959年７月29日生	1983年３月　当社入社 2004年３月　藤沢制御機器営業所長 2007年３月　総務人事部総務人事課長 2014年６月　総務人事部長 2017年６月　執行役員総務人事部長 2019年６月　取締役　総務人事部長（現任）	2,140株
4	はやの　ゆきひと 早野　幸人 1965年３月14日生	1988年３月　当社入社 2003年１月　小田原南営業所長 2005年３月　交通営業部東京営業所長 2012年３月　交通営業部長 2018年６月　執行役員交通営業部長 2018年９月　執行役員東京営業部統括（兼）交通営業部長 2019年３月　執行役員東京営業部長（兼）交通営業部長 2019年６月　取締役　東京営業部長（兼）交通営業部長（現任）	1,700株

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
5	※ せき　ただし 関　忠 1963年９月21日生	1990年６月　当社入社 2004年３月　小田原信幸営業所長 2015年３月　神奈川西営業部部長代理 2016年３月　神奈川西営業部長 2019年６月　執行役員神奈川西営業部長 （現任）	200株
6	ふじ　た　ひろ　し 藤田博司 1969年10月１日生	1999年10月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社 2005年７月　藤田公認会計士事務所開設 所長（現職） 2006年10月　東陽監査法人非常勤職員 2009年５月　日之出監査法人設立 代表社員 2012年12月　日之出監査法人退社 2015年６月　当社取締役（現任）	1,000株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．社外取締役候補者に関する特記事項
① 藤田博司氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
② 藤田博司氏につきましては、長年培われた各分野において豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を、取締役会による業務執行に対する監督機能の強化に活かしていただきたいため社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、藤田博司氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として監査および会計に関する専門的知識を有するとともに、企業コンサルタントとしてコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制の構築等の企業法務の実務に通じていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
藤田博司氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって５年となります。
③ 当社は、社外取締役との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、藤田博司氏とは当該責任限定契約を締結しております。藤田博司氏が取締役に選任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
小笠原　寛 1949年７月19日生	1968年４月　東芝商事㈱入社 1992年４月　東芝ライテック㈱横浜営業所長 1995年４月　㈱神奈川商事社長就任 2003年10月　東芝電材マーケティング㈱神奈川支店長 2005年10月　東芝電材マーケティング㈱執行役員 青森電材社　分社長 2009年３月　同社退社 2009年４月　当社顧問 2009年６月　常勤監査役 2017年６月　常勤監査役退任	1,200株

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任されます大関正一氏および柏木良明氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
大関正一	2015年６月　当社専務取締役（現任）
柏木良明	2010年６月　当社常務取締役（現任）

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　神奈川県小田原市城内８番10号
報徳二宮神社　報徳会館
電話　０４６５－２３－３２４６

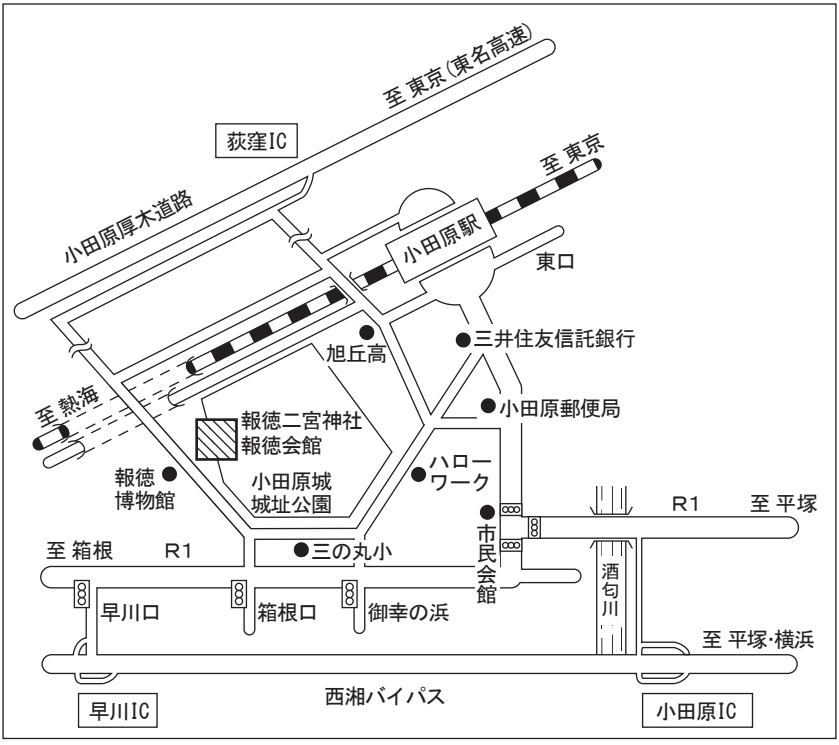

交通のご案内

ＪＲ線、小田急線：小田原駅東口より徒歩15分・タクシー３分
西湘バイパス小田原ＩＣより車で５分
小田原厚木道路荻窪ＩＣより車で５分